

2012年1月16日
1月30日、2月2日、3日、6日災害救助法適用地域更新

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

大雪により被害を受けられた皆さまにお見舞いを申し上げます

このたびの大雪により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますので
ご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

<新潟県> 上越市、妙高市（1月14日適用）

長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市（1月28日適用・1月30日更新）

南魚沼市（1月31日適用・2月2日更新）

小千谷市、魚沼市、湯沢町、津南町（2月3日適用・2月6日更新）

阿賀町（2月4日適用・2月6日更新）

<青森県> むつ市、横浜町（2月1日適用・2月3日更新）

<長野県> 小谷村、信濃町、栄村（2月1日適用・2月3日更新）

飯山市、野沢温泉村（2月1日適用・2月6日更新）

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386（無料）
受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時
（日・祝日・年末年始を除きます）